(その1)

収支報告書

会計	報告	検算	転記		0
㊂	㊂	な	夕		0

※該当箇所に ☑ すること

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
全国（2都道府県以上）

1 政治団体の名称（ふりがな）ぜんこくしゃかいふくしせいじれんめい 全国社会福祉政治連盟

2 主たる事務所の所在地 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-6-16 伊藤ビル南103

3 代表者の氏名 磯 彰格

4 会計責任者の氏名 寺尾 徹

5 平成 28 年分

受付 '29.1.25 収支公開室 第 号

*		
	団体コード	15302009200020
	前年繰越額	543,504 円

事務担当者の氏名 野崎 吉康

電話番号 090-8595-5948

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

43 号 29.1.18 東京都選挙管理委員会 事務局

0966

資金管理団体の指定の有無
□ 有 ☑ 無
公職の種類 （現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 衛藤晟一
公職の種類 参議院議員 （現）候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

103160

(その2)

収支の状況

全国団体用

1　収支の総括表

収入総額・・・	

(その６)

(6) その他の収入(利子収入)		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		
１件１０万円未満のもの	26	
合　　計	26	

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その７)

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	①. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日		住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考	
阿野行男	20,000	28	10	3		群馬県藤岡市鬼石520-2	団体役員		
日野博愛	50,000	28	10	4		福岡県久留米市御井旗崎5-6-23	団体役員		
井上明秀	20,000	28	10	4		福岡県八女市高塚15-1	団体役員		
我如古正和	20,000	28	10	5		沖縄県宜野湾市喜友名2-28-20　2F	団体役員		
川崎鉄男	20,000	28	10	7		千葉市中央区大森町282-12	団体役員		
川田功二	20,000	28	10	18		埼玉県羽生市大字小須賀658	団体役員		
大西豊美	50,000	28	10	31		神戸市東灘区鴨子ケ原2-3-5	団体役員		
大塚晋司	10,000	28	10	31		兵庫県姫路市香寺町広瀬438-1	団体役員		
中村厚徳	20,000	28	10	31		三重県四日市市赤堀2-10-5	団体役員		
松田昌訓	20,000	28	10	31		奈良県桜井市谷173-2	団体役員		
品川卓正	30,000	28	10	31		東京都町田市山野路町1651-1-3-223	団体役員		
木間幸生	20,000	28	10	31		福井県大野市木本48-13	団体役員		
藤本和彦	20,000	28	10	31		熊本市北区武蔵ケ丘6-3-25	団体役員		

この頁の小計	320,000
その他の寄附	100,000
合計	420,000

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その７)

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③. 政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考	
全国社会福祉法人政治連盟	720,000	28	3	3	東京都千代田区霞が関3-6-16 伊藤ビル南103		御田 匠		
この頁の小計	720,000								
その他の寄附									
合計	720,000								

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費	21,884	
(3) 備品・消耗品費	124,416	
(4) 事務所費	547,972	
小計	694,272	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計		
合計	694,272	

全国団体用

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	21,884				
合計	21,884				

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
複写機継続更新料	14,256	28	5	31	日立キャピタル株式会社	千葉市美浜区中瀬2-6-1	
この頁の小計	14,256						
その他の支出	110,160						
合計	124,416						

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務所借料	33,897	28	1	29	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	2	29	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	3	30	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	4	28	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	5	31	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	6	30	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	7	29	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	8	31	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	9	30	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	10	31	株式会社伊藤建物	千代田区霞が関3-6-16　伊藤ビル	
事務所借料	33,897	28	11	30	株式会社オフィステラ	世田谷区太子堂2-20-12 テラス三軒茶屋１０１号室	
事務所借料	33,897	28	12	27	株式会社オフィステラ	世田谷区太子堂2-20-12　テラス三軒茶屋１０１号室	
この頁の小計	406,764						
その他の支出	141,208						
合計	547,972						

（注１）　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　29　年　1　月　17　日

政治団体の名称　　全国社会福祉政治連盟

会計責任者の氏名　　寺　尾　　徹

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

(注１)　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
(注２)　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成29年1月13日

全国社会福祉政治連盟
代表　　磯　彰格　殿

登録政治資金監査人　鈴木厚子
登　録　番　号　　第4093号
研修終了年月日　　平成24年2月9日

1．監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、全国社会福祉政治連盟の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、全国社会福祉政治連盟の主たる事務所において行った。

2．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3．業務制限

全国社会福祉政治連盟と私との間には、法19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、全国社会福祉政治連盟と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上